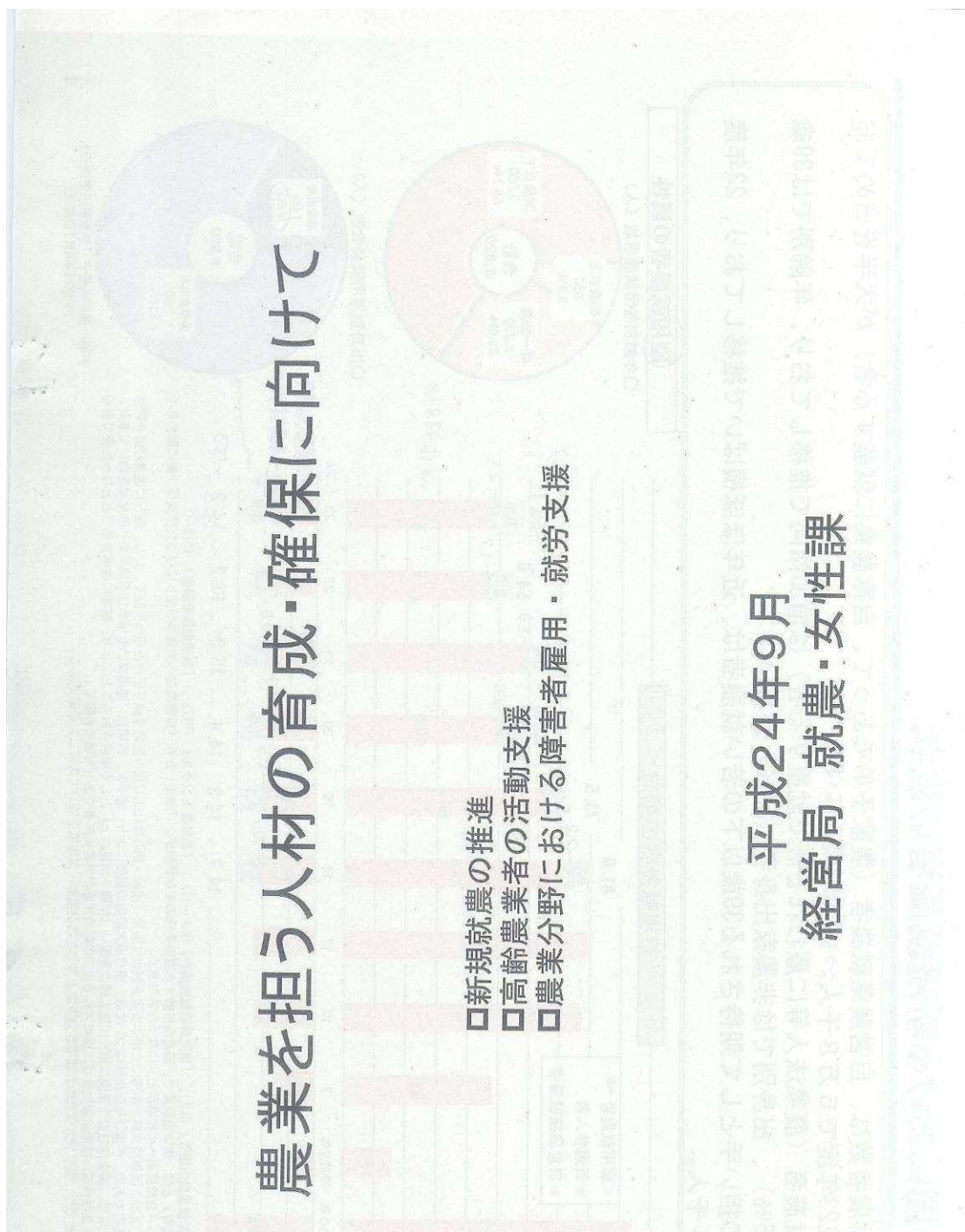


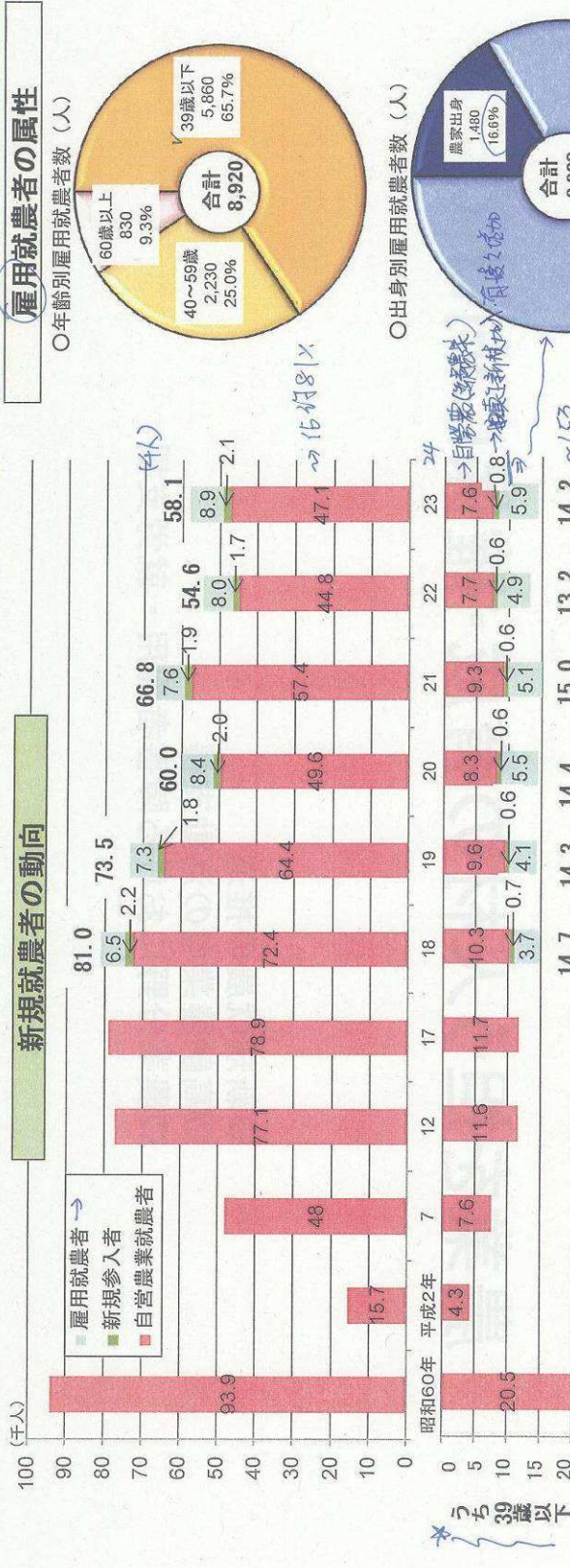
肆、附録

附録一、農林水産省経営局提供参考資料



○ 我が国における新規就農者の現状

- 新規就農者数は、自営農業就農者（農家子弟であって、自家農業に就農する者）が大半を占めており、平成23年度で5万8千人。
自営農業就農者(5万8千)
- 雇用就農者（農業法人等に雇われる形で就農する者）は増加傾向で推移しており、年齢別では39歳以下（66%）、出身別では非農家出身者（83%）が多い。
- 将来の担い手として期待される39歳以下の若い就農者は、近年ほぼ横ばいで推移しており、23年度で1万4千人。



○ 雇用就農者の属性



資料：農林水産省「新規就農者調査」
(平成24年4月1日現在)

資料：農林水産省「農家就業動向調査」(H7)、「農業構造動向調査」(H7~H17)、「農林業センサス」(H17)、「新規就農者調査」(H18~)、「自営農業就農者」とは、農家世帯員で、調査期日前1年間の生活の主な状態が、「学生」から「自営農業への従事者」になった者及び「他に雇われて勤務が主」から「自営農業への従事者」になった者である。

2. 「新規参入者」とは、調査期日前1年間に土地や資金を独自に調達（相続・贈与等により親の農地を受け継いだ場合を除く。）し、新たに農業経営を開始した経営の責任者である。平成22年の数値については、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県、福島県の全域及び青森県の一部地域を除いて集計。（外国人研修生及び外国人技能実習生並びに雇用される直前の就業状態が農業従事者であった場合を除く。）

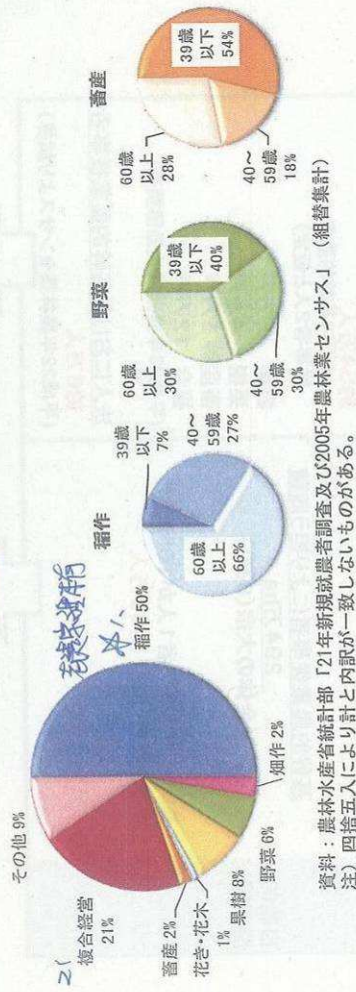
3. 「雇用就農者」とは、調査期日前1年間に新たに法人等に常雇い（年間7か月以上）として雇用されたことにより、農業に従事することとなった者である。

4. 平成23年調査結果は、東日本大震災の影響で調査不能となった福島県の一部地域を除いて集計した数値である。

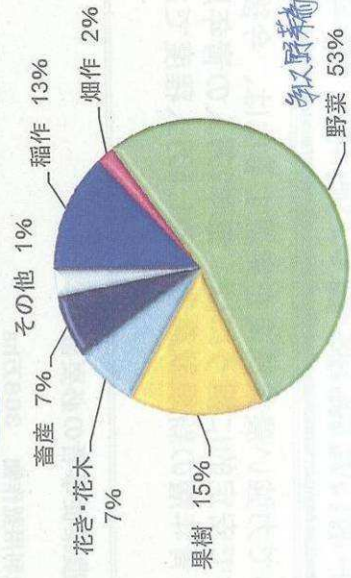
○ 新規就農者の課題

- 自営就農の経営類型としては、全体では、稲作が5割と半数を占めるが、年代を見ると、稲作は、定年後の就農が大半を占めており、園芸や畜産等では青壮年が大半を占めている。
- 新規参入の経営類型としては、野菜、果樹、花木など園芸作物が8割を占め、一方、土地利用型作物は1割程度にとどまる。
- 自営就農者、新規参入者ともに、ほとんどの者が「技術の習得」を課題としているほか、非農家出身者を中心とする新規参入者にとっては、「資金の確保」、「農地の確保」も大きな課題。

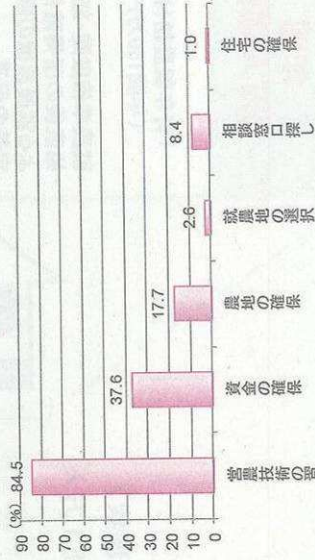
新規自営就農者の経営類型別



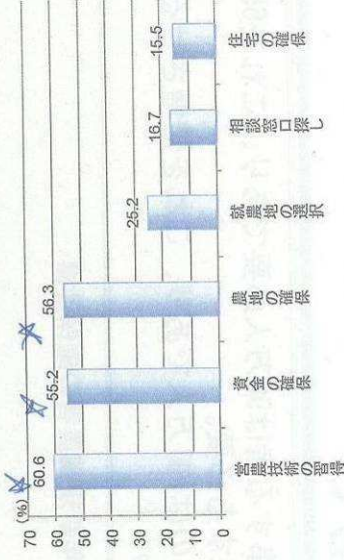
新規参入者の就農時の中心作物



新規自営就農者の経営開始時の課題



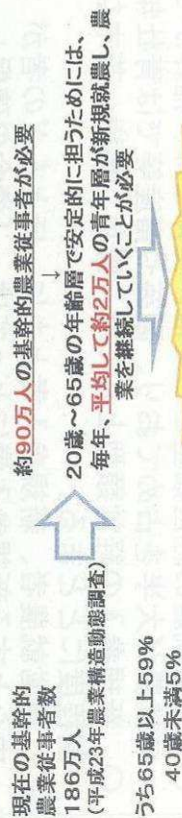
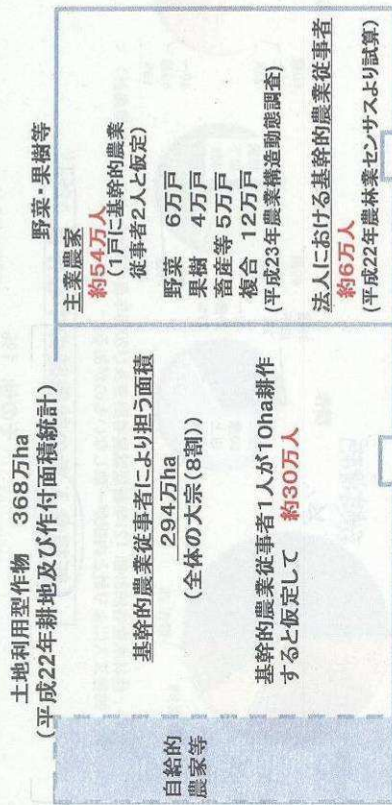
新規参入者の経営開始時の課題



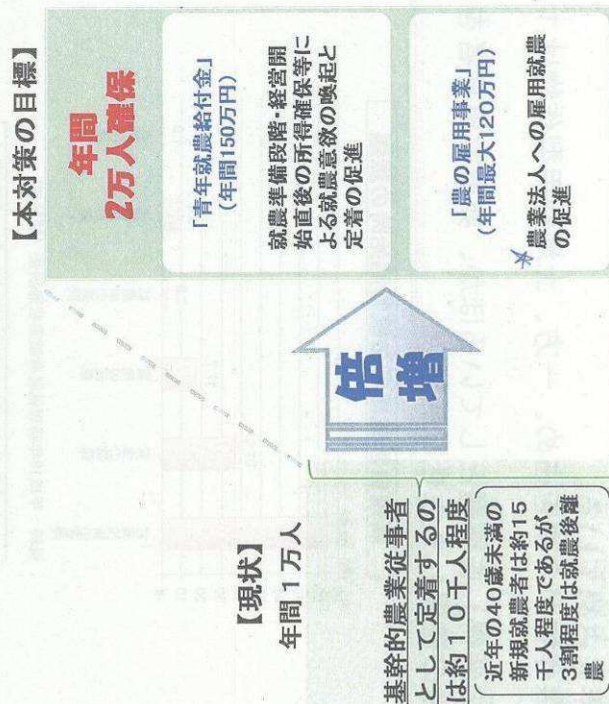
○ 青年新規就農者の倍増(毎年2万人)に向けて

- 持続的で力強い農業構造を実現するには、今後、基幹的に農業に従事する者は90万人必要であり、これを65歳以下の年齢層で安定的に担うには、毎年2万人の青年層の新規就農者を確保する必要。
- 近年の青年層の新規就農者は約1.5万人程度であるが、定着しているのは約1万人であり、これを倍増させることが必要。
定着しているのは約1万人

基幹的農業従事者の必要数



青年新規就農者の確保目標



○ 平成24年度から新しく始まった新規就農支援施策の全体像

○ 青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図り、新規就農者数を倍増させるため、平成24年度から、就農前後の所得を確保する給付金の給付、法人雇用就農の促進、農業経営者教育の強化等を総合的に実施。

		就農開始		経営確立
		就農準備	就農	独立・自営就農 (※)
		(高校卒業後を支援)	法人正職員としての就農	
所得の確保	<p>★ 青年就農給付金(準備型) <small>4歳以上</small></p> <ul style="list-style-type: none"> 農業技術の研修中に、年間150万円を最長2年間給付 	<p>★ 青年就農給付金(経営開始型)</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業を始めて間もない時期に、年間150万円を最長5年間給付 	<p>★ 法人正職員として最低賃金以上を確保</p>	<p>★ 青年就農給付金(経営開始型)</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業を始めて間もない時期に、年間150万円を最長5年間給付
技術の習得	<p>★ 農業経営者育成教育のレベルアップのための助成(技術習得支援事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> 就農希望者や経営発展を目指す農業者等に対して、高度な経営力、地域リーダーとしての人間力等を養成する農業経営者教育機関等に対する支援 	<p>★ 農の雇用事業</p> <p>研修経費として年間最大120万円を助成(最長2年間)</p>	<p>★ 独立しない親元就農は含まないが、親からの経営継承(親元就農から5年以内)や親の経営から独立した部門経営を行う場合は対象</p>	<p>★ 独立しない親元就農は含まないが、親からの経営継承(親元就農から5年以内)や親の経営から独立した部門経営を行う場合は対象</p>
機械・施設の導入			<p>研修経費として年間最大120万円を助成(最長2年間)</p> <p>120万円以内</p> <p>就農者約15~18名/月、180~200名/年</p>	<p>戸別所得補償制度</p> <p>就農支援資金(無利子)</p> <p>経営体育成支援事業</p>
農地の確保・就農相談	<p>就農しようとする市町村等とよく相談し、</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地プランに位置付けてもらい、農地利用の目途をつける 法人正職員としての就農の内定をもらう <p>などの事前準備を支援</p>			<p>スーパール資金</p> <p>経営体育成支援事業</p> <p>農地利用集積円滑化事業等により農地利用を確保</p>

が新規就農総合支援事業で実施する内容

○ 青年就農給付金について

NEW!

- 「所得の確保」は就農時の大きな課題とされていることから、新規就農者が安心して農業をはじめることができるよう、就農前の研修期間と経営が不安定な就農直後の所得確保を支援する青年就農給付金（準備型、経営開始型）を給付。

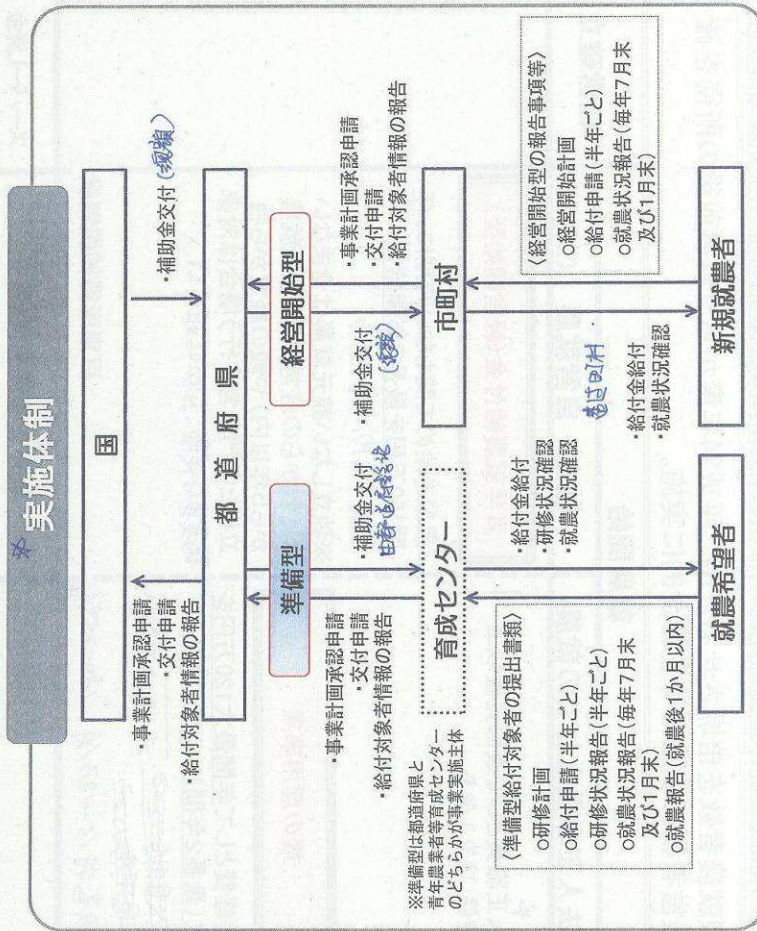
青年就農給付金（準備型）

県農業大学校等の農業経営者育成教育機関、先進農家・先進農業法人で就農に向けて必要な技術等を習得するための研修を受ける場合、原則として45歳未満で就農する者に対し、都道府県を通じて、**年間150万円を最長2年間**給付。

青年就農給付金（経営開始型）

経営が不安定な就農直後の所得の確保を支援するため、人・農地プランに位置付けられ、原則として45歳未満で独立・自営就農する者に対し、市町村を通じて、**最長5年間、年間150万円**の給付金を給付。

※ 給付金を除く所得が250万円を超えた場合は給付を停止



○ 青年就農給付金(準備型)の給付要件

○ 農業技術及び経営ノウハウの習得のための研修に専念する就農希望者を支援。

- 1 就農予定時の年齢が、原則45歳未満であり、農業経営者となることについての強い意欲を有していること
- 2 独立・自営就農または雇用就農を目指すこと
- 3 研修計画が以下の基準に適合していること

① 都道府県が認めた研修機関・先進農家・先進農業法人で概ね1年以上(1年につき概ね1,200時間以上)研修する。

※既に研修を開始している者であっても、残りの研修期間が概ね1年以上の場合には給付対象

② 先進農家・先進農業法人で研修を受ける場合にあつては、

以下の要件を満たすこと

- a. 先進農家・先進農業法人が、その技術力、経営力等から見て、研修先として適切であること
- b. 先進農家・先進農業法人の経営主が給付対象者の親族(三親等以内の者)ではないこと
- c. 先進農家・先進農業法人と過去に雇用契約(短期間のパート、アルバイトは除く。)を結んでいないこと

- 4 常勤の雇用契約を締結していないこと
- 5 生活保護、求職者支援制度など、生活費を支給する国その他の事業と重複受給でないこと

返 還

✓ 1 適切な研修を行っていない場合
事業実施主体が、研修計画に則して必要な技能を習得することができないと判断した場合

✓ 2 研修終了後※1年以内に原則45歳未満で独立・自営就農又は雇用就農しなかった場合。1年内未就農後

※ 準備型を受給しての研修の終了後、更に研修を続ける場合(原則2年以内に準備型の対象となる研修に準ずるもの)は、その研修終了後。

✓ 3 給付期間の1.5倍(最低2年間)の期間、独立・自営就農又は雇用就農を継続しない場合 3年

○ 青年就農給付金（経営開始型）の給付要件

不稿 49

○ 経営リスクを負っている新規就農者の経営が軌道に乗るまでの間を支援。

1 独立・自営就農時の年齢が、原則45歳未満であり、農業経営者となることについての強い意欲を有していること

2 独立・自営就農であること

自ら作成した経営開始計画に即して主体的に農業経営を行っている状態を指し、具体的には、以下の要件を満たすものとする。

※ 父 母 兄弟 姉妹 新 入 者 要 自 立 作 業

✓ ① 農地の所有権又は利用権を給付対象者が有しており、原則として給付対象者の所有と親族(三親等)以外からの貸借が主である。

✓ ② 主要な機械・施設を給付対象者が所有又は借りている。

✓ ③ 生産物や生産資材等を給付対象者の名義で出荷・取引する。

✓ ④ 給付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を給付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理する。

※ 親元に就農する場合であっても、上記の要件を満たせば、親の経営から独立した部門経営(独立した経営になれば、税申告が親と分離していなくてもよい。)を行う場合や、親の経営に従事してから5年以内に継承する場合は、その時点から対象とする。

3 経営開始計画が以下の基準に適合していること

・独立・自営就農5年後には農業(自らの生産に係る農産物を使った関連事業(農家民宿、加工品製造、直接販売、農家レストラン等)も含む。)で生計が成り立つ実現可能な計画である。専従農業者 専業主業

4 人・農地プランへの位置づけ

・市町村が作成する人・農地プラン(東日本大震災の津波被災市町村が作成する経営再開マスタープランを含む。)に中心となる経営体として位置づけられていること(もしくは位置づけられることが確実であること)。

給付対象の特例

① 夫婦ともに就農する場合(家族経営協定、経営資源の共有などにより共同経営者であることが明確である場合は、夫婦合わせで1.5人分を給付する。

② 複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合は、新規就農者それぞれに150万円を給付する。

③ 平成20年4月以降に独立・自営就農した者についても対象とすることができるとするが、給付は就農後5年度目までとする。

給付停止

1 給付金を除いた本人の前年の所得が250万円を超えた場合

2 経営開始計画を実行するために必要な作業を怠るなど、適切な就農を行っていないと市町村が判断した場合

○ 雇用就農に向けた支援(農業法人等での実践研修)²

- 農業法人等への雇用就農を促進するため、農業法人等が実施する新規就業者に対する実践的な研修(○JTR研修)を支援する「農の雇用事業」を20年度から実施。一層の雇用就農を促進するため、24年度からは、支援内容や実施規模を拡充。20年度→21年度 管轄→1年
- また、「被災者向け農の雇用事業」により、農業法人等による東日本大震災の被災者の雇用を支援。

農の雇用事業

農業法人等が就農希望者を雇用して技術・経営ノウハウを身につけさせるために実施する実践的な研修(OJT研修)等に要する経費を支援。

これまでの4年間で累計9,000人以上の応募があり、約7,300名のOJT研修を支援。

また24年度(23年度第4次補正予算を含む)からは、一層の雇用就農を促進するため、支援単価及び支援期間を拡充するとともに、実施規模を拡大して実施。

【支援単価】年間最大120万円(23年度までは9.7万円/月) **NEW!**

- ・ 新規就農実践研修 : 9.7万円/月
- ・ 指導者研修 : 3.6万円/年

【支援期間】最長2年間(23年度までは最長1年間)

【実施規模】23年度第4次補正 : 1,750人程度
24年度当初 : 2,000人程度

【実施状況】

	予算規模	応募人数	採択人数
20年度第2次補正予算	1,000人	1,851人	1,226人
21年度補正予算		2,749人	2,370人
第1回募集	2,000人	1,927人	1,834人
第2回募集		822人	536人
22年度予算(予備費含む)	1,850人	2,775人	2,246人
第1回募集		1,744人	1,451人
第2回募集		1,031人	795人
23年度予算		1,816人	1,503人
第1回募集	1,200人	1,220人	999人
第2回募集		596人	505人
23年度第4次補正予算	1,750人	2,671人	2,448人
24年度予算	2,000人		
第1回募集		606人	564人
第2回募集		2,065人	1,884人
累計	9,800人	11,862人	9,793人

被災者向け農の雇用事業 **NEW!**

東日本大震災による被災者に就業の場を確保するとともに、被災地の農業の将来を担う農業者等を育成するため、農業法人等が被災農業者や就農を希望する被災者を雇用し、営農再開後の経営発展や就農に必要な農業技術・経営ノウハウ等を習得させるための実践的な研修(OJT研修)を実施する場合、研修等に要する経費を長期間支援。

【支援単価】月額上限9.7万円

【支援期間】最長12ヶ月(23年度第3次補正予算での12ヶ月間の助成に継続して、24年度予算において12ヶ月間支援。)

○ 独立・自営就農に対する支援(資金の確保、初期投資の負担軽減)

- 就農希望者に対し、就農に要する経費を無利子で融資(就農支援資金)。
- 新規就農者の経営の早期安定を図り、定着を促進するため、「経営体育成支援事業(新規就農者補助事業)」により農業用機械・施設等の導入を支援。
- 後継者のいない農家による新規就農者への経営継承を支援(農の雇用事業)。

無利子資金の融資(就農支援資金)

新たに農業を始めようとする者等に対し、農業機械・施設等を導入する際に必要な資金を無利子で融資(国は貸付け原資の2/3を供給)。

○活用状況

	20年度	21年度	22年度
認定就農者数(人)	982	1,517	1,347
貸付件数(件)	756	1,149	870
貸付金額(百万円)	2,383	4,008	3,107

3億107万円

経営体育成支援事業のうち新規就農者補助事業

新たに経営を開始する認定就農者等が農業機械・施設等を導入する際に必要な費用について、市町村又は地域の協議会を通じて助成。(上限400万円、補助率1/2以内)

また、補助残の自己負担分については、就農支援資金による融資を受けることも可能。

経営継承への支援

就農希望者と後継者不在農家を結びつけて、後継者不在農家の経営を就農希望者に継承させる取組を推進。

【支援内容】

- ① 就農希望者(継承者)と後継者不在農家(移譲者)のマッチング
- ② 移譲者が継承者に対して行う研修への助成 **NEW!**
(年間最大120万円、最長2年間)

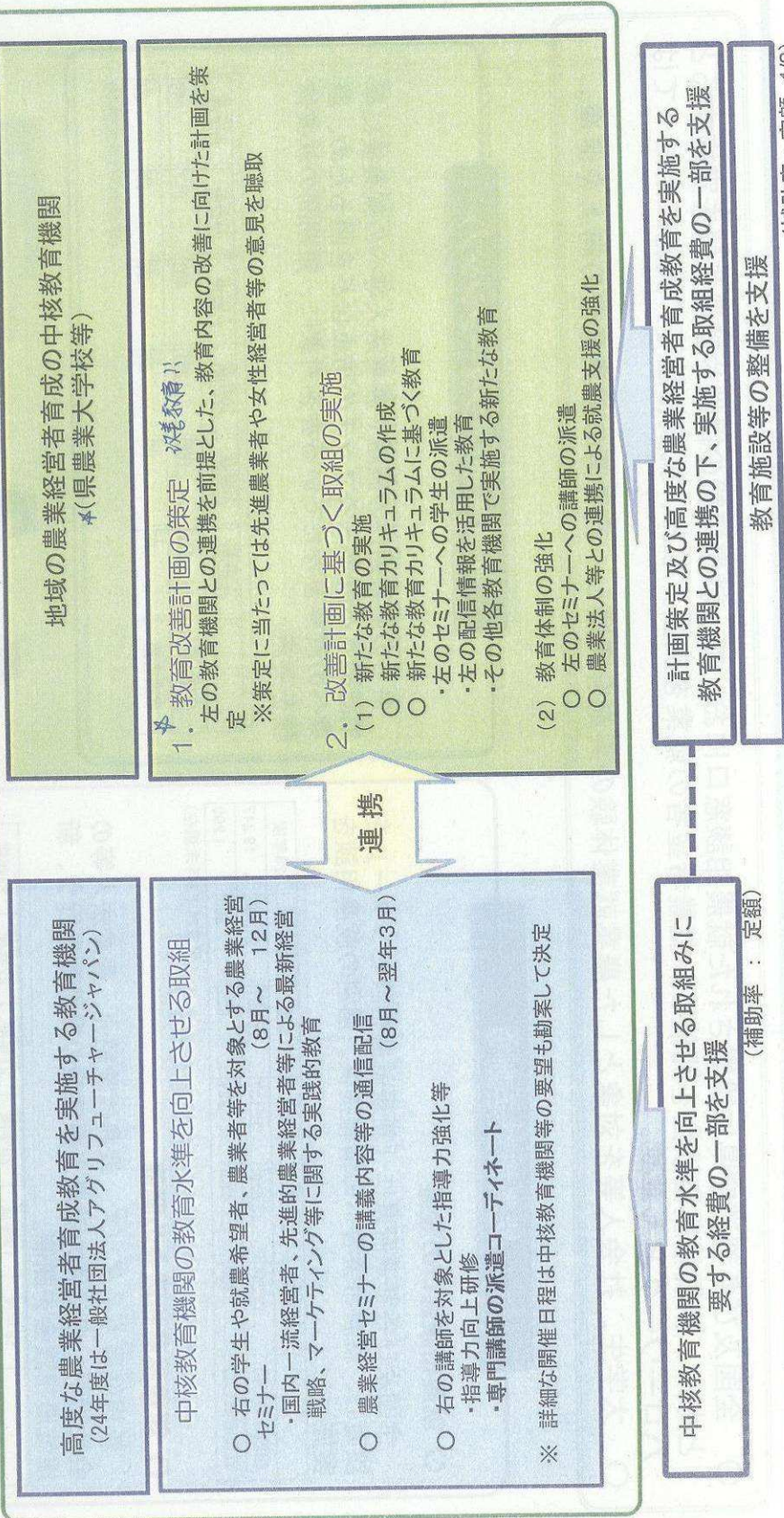
○実施状況(23年3月現在)

移譲希望農家登録数	継承希望者登録数	経営継承研修実施数
70名	189名	31組

注) これまで10組が研修修了、うち5組が経営継承
※移譲希望農家及び継承希望者の登録数は、平成23年3月31日現在の登録数であり、経営継承研修実施数を含む。

○ 農業経営者育成教育機関に対する支援

○ 就農希望者や経営発展を目指す農業者等のレベルを向上させ、今後の地域農業のリーダーとなる人材の層を厚くすることを目的として、地域の中核教育機関や高度な農業経営者育成教育を実施する教育機関へ支援を実施



○ 就農に向けた準備に対する支援(就農相談、就業体験の実施)

- 全国及び各都道府県に設置された就農相談窓口において、就農情報の提供や就農相談を実施するとともに、新規就農相談会を開催し、就農希望者の就業を支援。なお、就農相談等の実施に当たってはハローワークとも連携。
- 大学生、社会人等を対象とした農業就業体験の実施を支援し、若者等の就業意欲の向上を促進。

就農相談活動等

○ 就農相談窓口の設置

全国及び各都道府県に「新規就農相談センター」を設置し、就農希望者への情報提供、個別の就農相談を実施 毎年12月31日現在

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
相談件数(件)	13,244	13,629	22,137	25,967	21,193	19,247
就農者数(人)	450	413	927	806	860	1,209

(平成24年3月末現在)

○ 新規就農相談会の開催

新規就農ガイドランス、就業体験紹介、農業法人等の会社説明、自治体の就業支援情報の提供等を行う、新規就農相談会を開催。

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
開催回数	7回	8回	8回	8回	10回	11回
出席数 (法人、関係機関)	6767人	6497人	7487人	7457人	8897人	9687人
入場者数	5,100人	5,840人	8,090人	7,030人	7,323人	6,383人
採用決定 (内定)者数	52人	49人	61人	186人	277人	152人

(平成24年3月末現在)

就業体験(インターンシップ)

自らの農業適性の確認や農業法人等への就業後に早期離職する就業ミスマッチの防止などを図るため、農業への就業を考えている者を対象に、短期間の就業体験を実施。

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
実施人数	218	156	361	403	617	689
就農者数	15	16	35	25	58	93

(平成24年3月末現在)



【参考】就農に向けた技術習得に関する取組(道府県農業大学校)

- 道府県農業大学校は、農業後継者など今後の地域農業を担うべき者への技術・知識の習得を図る「農業者研修教育施設」として、道府県が設置・運営(42道府県)、国からも協同農業普及事業交付金により基盤的な運営経費を支援。
- 入学人数は、2,000人前後で推移。また、入学者に占める非農家出身者の割合が24年度は5割を超過。
- 卒業生の就農率は、5割程度で推移。また、24年度は、雇用就農が自営就農を初めて上回った。

各教育課程の概要

■ 養成課程

- 対象者 高校卒業者等
- 教育期間 2年間
- 教育内容
 - ・ 講義、演習との現場実習が、概ね5割ずつで構成。実践的な農業技術を主に現場での実習を通じて習得。
 - ・ 講義では、各品目ごとの専門科目の他、簿記、マーケティング等の講義を実施しており、農業技術分野が概ね8割、経営管理分野が概ね2割。

■ 研究課程(全国16校のみ設置)

- 対象者 養成課程修了者等
- 教育期間 1～2年間
- 教育内容
 - ・ 講義、演習と現場実習が、概ね5割ずつで構成。より高度な農業技術、経営管理手法等を内容とした講義、実習を実施。

■ 研修課程

- 対象者 農業者、就農希望者等
- 教育期間 数日～数ヶ月程度(コースによる)
- 教育内容
 - ・ 農業者の生産技術、経営管理のスキルアップに向けた各種の短期研修、社会人等の就農希望者を対象とした、生産技術等の実践的研修を実施。

■ 道府県農業大学校の入学状況(養成課程)

	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24 (速報値)
定員	2,435	2,401	2,365	2,290	2,290
入学人数	1,725	1,889	2,205	2,058	1,922
定員充足率	70.8%	78.7%	93.2%	89.9%	83.9%
農外割合	39.0%	43.0%	49.5%	47.7%	51.9%

■ 養成課程卒業生の就農状況

	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23 (速報値)
卒業生数	1,754	1,576	1,612	1,753	2,008
就農率	50.4%	52.5%	51.9%	47.8%	48.7%
うち自営就農	22.1%	22.1%	22.2%	20.1%	15.7%
うち雇用就農	10.7%	11.0%	15.5%	15.7%	20.9%
農家子弟の就農率	63.2%	67.5%	65.9%	58.1%	63.7%
非農家子弟の就農率	26.5%	26.0%	31.2%	34.3%	32.9%

【参考】就農に向けた技術習得に関する取組（農業高校、民間研修機関）

- 農業高校は平成23年度現在、全国に322校設置され、一般教養のほか基礎的な農業の知識や技術の習得を目指した教育を実施。
- 民間の研修教育機関において、就農希望者の多様なニーズに対応した実践的な農業研修を実施。

農業高校

都道府県等が設置する農業に関する授業や実習等を行う専門学科のある高校。
近年は幅広い科目選択が可能な総合学科に移行する学校も増加している。

○ 学校数と入学者数

年度	H10	H15	H20	H23
学校数(校)	393	367	333	322
生徒数(千人)	119	106	88	87
比率(%)	2.8	2.8	2.6	2.6
就農及び県農大等 進学者の割合(%)	5.7	6.4	5.8	5.6

※比率は全高校生に占める割合

○ 農業高校の教育活動（日本学校農業クラブ）

全国で農業を学ぶ高校生は、農業クラブ員として「指導性」「社会性」「科学性」の伸張を目標に日々プロジェクト活動等を行っており、年1回開催される「日本学校農業クラブ全国大会」で日々の研鑽の成果を競い合い相互交流を深めている。



民間研修機関

主に高校を卒業した若者を対象として、各地域の農業特性等に
応じた多様な教育を展開。付属農場等での実践的な研修教育を
実施。

○ 主な民間農業研修機関

学校名	所在地	学生数	就農率
経洲学園農業栄養専門学校 (農業学科のみ計上)	茨城県	110	60.7%
ハヶ岳中央農業実践大学校	長野県	60	75.0%
日本農業実践学園	茨城県	54	50.0%
中国四国酪農大学校	岡山県	48	92.3%

※平成23年度のデータ

○ 大規模農場を活用した実践的農業者教育

（ハヶ岳中央農業実践大学校）

270ha以上の広大な農地を利用して、
現場での実践的な経験を重視した教育
を実施。学生が農産物の生産から販売
まで一貫した運営管理を体験し、実践
的な農業者の育成に取り組んでいる。



【参考】就農後のスキルアップ等に関する取組

- 就農後の農業者に対する栽培技術や経営管理能力の向上のための研修を道府県農業高等学校で実施。
- 地域においては、都道府県普及指導センターや指導農業者等による助言・指導を通じ、就農して間もない農業者の育成を支援。

道府県農業高等学校での農業者向け研修

新規農業者等を対象に、栽培技術や経営管理能力の向上や新たな起業活動等を支援する研修を実施。

区分	栽培技術	農業経営	農業機械
コース数	135	29	151
大学校数	39	14	39

○研修コース例（23年度）

区分	都道府県名	研修名	研修内容	日数
経営	北海道	農業経営者育成研修	地域の核となる経営体育成のため、戦略・組織論、会計・税務、マーケティング手法を学ぶ講座	13日間
栽培技術	山形県	農業ビジネス支援研修・新分野導入コース	新分野を導入する既就農者を対象に案習と講義を組み合わせた研修を年間を通して実施。	10日間

普及指導センターによる技術・経営指導

都道府県の設置する普及指導センターが、新規就農者の経営の早期安定に向けて、栽培技術の改善や新技術・新作物の導入に向けた技術指導、経営手法の習得や経営診断による経営指導など、総合的な指導を実施。

普及指導センター 366ヶ所
普及指導員 6,808人（24年度当初の値）

4Hクラブ、指導農業者等の活動

4 Hは、Hand、Head、Heart、Healthの頭文字

○農業青年クラブ（4Hクラブ）

就農間もない農業青年がグループを結成し、将来の地域の核的農業者として活躍するための学習活動や仲間づくり活動・社会奉仕活動等の自主的な活動を展開。

【活動の事例】

（新潟県 農業青年クラブD）
耕作放棄地を野菜畑として復活させ、都市への販売活動にチャレンジ。



【最近の特徴的な動き】
大都市での家庭菜園の指導などの消費者との交流や、他産業青年との交流、地域内外でのボランティア活動への参加など、外部に向けた活発な活動を通じ、農業をアピールしている。

○指導農業者

優れた農業活動を行っている農業者を知事が認定。
（認定者数10,221人；23年3月現在）
地域の農業青年や新規就農者に対する助言・指導などを実施。

○ 農業・農村における高齢者の現状と推進方向

- 農村部では、都市部に比べ、高齢化が一層進展。
- 我が国が本格的な高齢社会を迎える中、その先駆的モデルとして、高齢者が生きがいを持って生活できる環境の整備を図る必要。

現 状

農業就業人口に占める65歳以上の割合は約6割

単位：万人、%

	平成2年	12	22	23	24
農業就業人口	482	389	261	260	251
うち65歳以上	160	206	161	158	152
65歳以上の割合	33.1	52.9	61.6	60.6	60.3

資料：農林水産省「農業センサス」、中心部や地域等より減少を伴い「農業構造動態調査」

次世代の人たちからは、高齢者の持つ経験・知識の伝承を期待

- <高齢者に期待するもの>
- ・ 農業経験が浅い新規就農者などへの相談役 (62%)
 - ・ 豊富な経験に裏打ちされた農業技術の伝承 (55%)
 - ・ 労働力が不足する農繁期などにおける作業補助 (52%)

資料：農林水産省「地域農業・社会における高齢者の役割に関する意向調査」(平成16年度)
注：64歳以下の農業者へのアンケート結果

高齢者は、健康や環境の問題に強い関心

- <高齢者の関心事項>
- ・ 医療施設の充実 (33%)
 - ・ 農村の自然環境・景観の保全 (31%)
 - ・ 在宅介護や家事支援の充実 (29%)

資料：農林水産省「高齢農業者の高齢や地域活動への参加に関する意向調査」(平成20年度)
注：65歳以上自営農業者へのアンケート結果

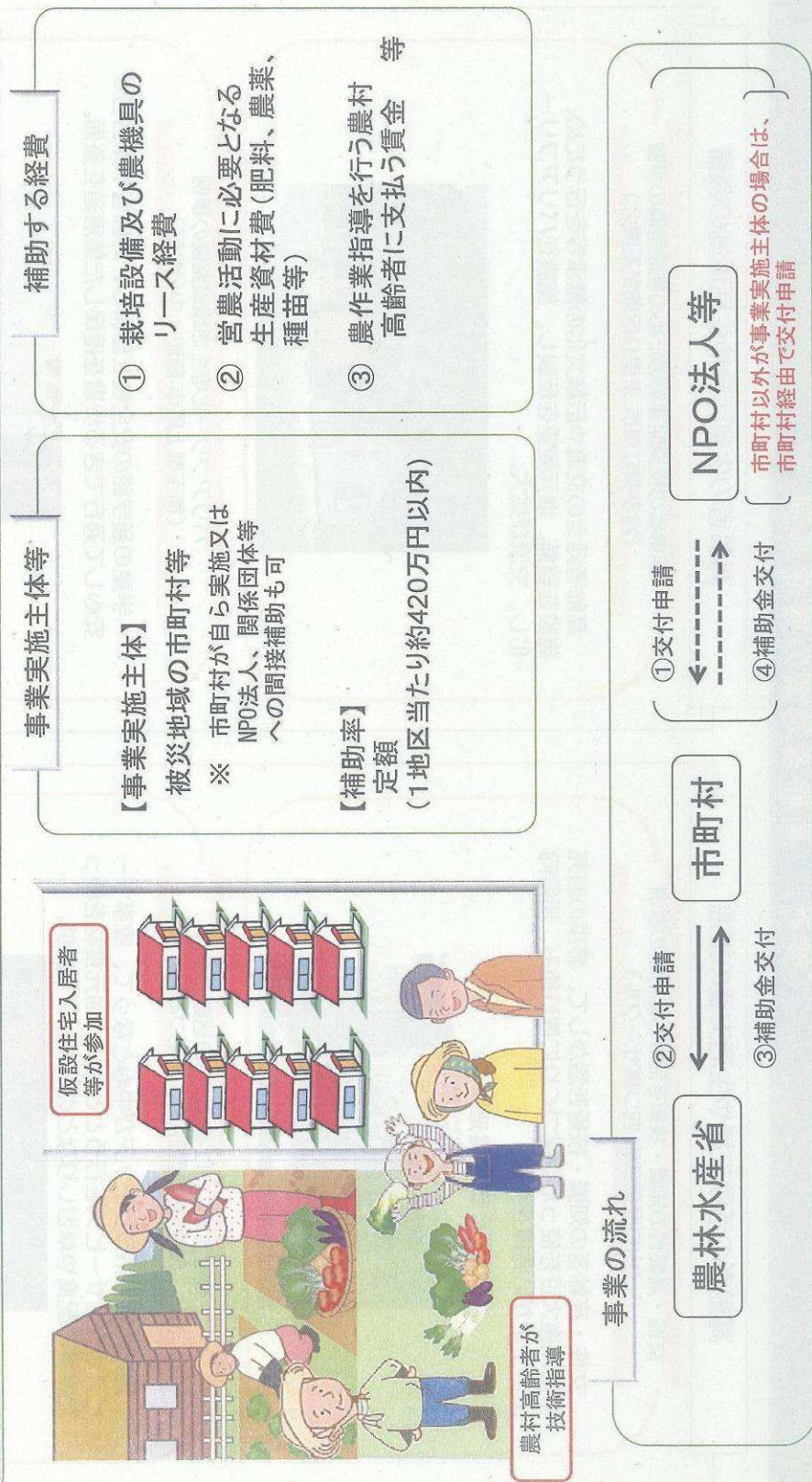
農業・農村における高齢者対策の推進

- 1 高齢者の活動支援や生活支援の推進
 - ① 高齢者グループ等が行う地域資源を活用した起業や農村高齢者の生活を支援する助け合い活動の推進
 - ② 農村高齢者の有する知識や経験、技術を地域内に広く紹介する交流活動や伝承活動の推進
 - ③ 健康に関する知識の普及や指導等の健康管理活動の推進
 - ④ 農業と福祉の相互連携を推進し、農村高齢者の活動・就労の場づくりを推進

- 2 高齢者の生産活動や生活環境の整備
 - ① 高齢者等の交流、地域文化の継承、地域の農産物や特産品の生産活動等に寄与する拠点施設の整備
 - ② 歩道の広い集落道の整備、交流施設のバリアフリー化等、高齢者が安心して暮らせる農村環境の整備
- 注：バリアフリーとは、障害者や高齢者など社会生活弱者が社会に参加する上で生活の支障となる障害を取り除くこと。

○ 農と福祉の連携によるシニア能力活用モデル事業の概要

○ 被災地において、仮設住宅入居者等が参加して行う農園活動の実施や、技術・経験等の豊富な農村高齢者等が技術指導を行うモデル的な取組を支援



(参考) 高齢者対策の推進事例

高齢者の活動支援や生活支援の推進

女性・高齢者の知識・技術を活かした活動の事例
(山口県阿武町 四つ葉サークル)

女性・高齢者の知識・技術を活かして、野菜の直売や地元産大豆を使った豆腐づくりに取り組み、所得向上と生きがい発揮を実現。



農村地域における助け合い活動の事例
(長野県安曇野市 JAあづみ)

地域の女性ボランティアが中心となって、家事サービスや介護サービスを行うとともに、地元食材を使った食事の配食や草むしりなどのサービスも提供。



高齢者の生産活動や生活環境の整備

高齢者の交流促進等のための施設整備の事例
(岩手県江刺市 米里9区農業振興会)

高齢者同士の交流や伝統文化の継承等を行うため、施設を整備。地元要望を反映し、施設をバリアフリー化し、交流が拡大。



バリアフリー化等生活環境整備の事例
(埼玉県上尾市 藤波・中分地区)

学童の通学路の安全性を確保し、高齢者や障害者が安心して通行できる歩道を確保した集落道を整備。



(参考) 農山漁村における高齢社会対策に関する施策の体系

高齢社会対策基本法
(平成7年法律第129号)

食料・農業・農村基本法
(平成11年法律第106号)

(高齢農業者の活動の促進)
第27条 国は、地域の農業における高齢農業者の役割分担並びにその有する技術及び能力に応じて、生きがいを持って農業に関する活動を行うことができる環境整備を推進し、高齢農業者の福祉の向上を図るものとする。

高齢社会対策大綱
(平成13年12月閣議決定)

- ・(当省関係項目)
・農山漁村における高齢者の活動支援と生活環境の整備
- ・都市と農山漁村との間の共生・交流の促進
- ・雇用・就業における女性の能力発揮
- ・生涯にわたる健康づくりの促進(食生活の見直しによる健康増進)

高齢社会対策会議

- 会長 内閣総理大臣
- 委員 他のすべての国務大臣
- 開催状況等
 - ・第1回：平成8年1月30日開催以降年に1, 2回開催
 - ・高齢社会対策大綱案の作成、高齢社会白書案の検討を実施

食料・農業・農村基本計画
(平成22年3月閣議決定)

- 第3 食料、農業及び農村に関する総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 2 農業の持続的発展に関する施策
 - (3) 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進
 - ② 人材の育成・確保等
 - イ 農村を支える女性への支援と高齢農業者の活動の促進(略)

農村の高齢者が農業生産活動を継続していけるよう、地域内外での助け合い活動の促進や労力低減に向けた技術開発等を進めるとともに、高齢者の有する豊富な知識や経験を新たな農村資源としてとらえ、高齢者がこれを活用して生涯現役で農業や地域活動に取り組みやすいよう、世代間交流や地域文化の伝承活動を促進する。

○ 農業分野における障害者就労の現状と推進方向

- 農業に取り組む福祉施設は4割程度。
- 農業分野における障害者就労を推進するため、モデル的な取組の支援や先進事例の普及啓発を実施。

現状

特別支援学校

【特別支援学校での農業に係る授業】

→ 特別支援学校（高等部）のうち農業関係（農業・園芸）の教育活動を行っている学校は多数存在

福祉施設

【福祉施設での職業訓練・就労支援】

→ 農業に取り組む福祉施設は4割程度を占める

注：きょうさうれん（障害者福祉施設の全国組織）「障害者の農業活動に関するアンケート調査」結果（22年度。約700事業所回答）

農業法人等

【農業分野における実雇用率】
 * → 1.84%（法定雇用率：1.8%、全産業平均雇用率：1.65%）
 （法定雇用義務がある常雇56人以上の農業関係企業150社、障害者363人）
 資料：厚生労働省「障害者雇用状況の集計結果」（平成23年6月1日現在）

【農業法人の意識】

- ・ 障害者に適した業務が分らない（60%）
- ・ 障害者の事故や怪我が心配（54%）
- ・ 障害者のための環境整備が必要（40%）

資料：農工工学研究所「農業法人等における障害者雇用に関するアンケート結果」

課題

*【教育・訓練現場の人材不足】

- 農業分野に係わりたくても技術・経験をもった人材がいない
- 現在農業分野に取り組んでいるが、更なる高度化を目指すためにどのようなようにしたらよいか分からない

*【農業現場における不安や心配、情報不足】

- 障害者雇用義務がないこと等による無関心・情報不足
- 作業体系・環境の整備、従事させる作業内容や指導方法が分からない不安
- 障害者を雇用後、相談できる人がいないなどの不安

関係府省と連携を図り、障害者就労を促進

○ 障害者基本計画、重点施策実施5か年計画の目標達成

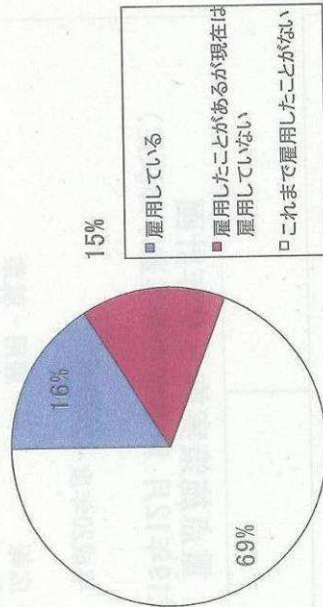
- * 農業法人等への障害者雇用の推進
- * 工賃向上計画による福祉的就労の底上げ
- 4・福祉施設から一般就労への移行の促進

- ・ 就労マニュアルの普及を進めつつ、モデル地区における障害者就労支援のための組織づくりや研修会開催等の取組を支援

(参考) 障害者雇用に対する農業法人等の意識 (農業法人等を対象としたアンケートから抜粋)

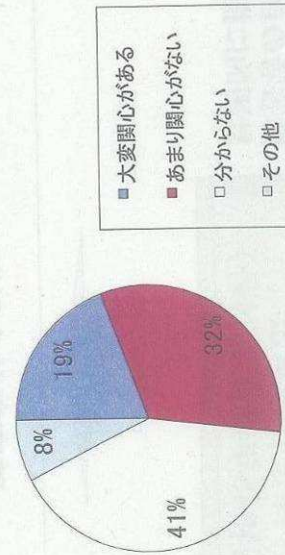
障害者雇用の有無

～雇用したことがない農業法人が7割～



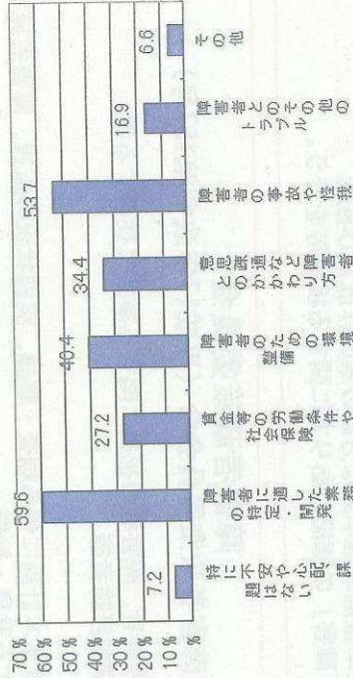
障害者の雇用に関する関心

～関心がない、分らないと答えた農業法人が7割超～



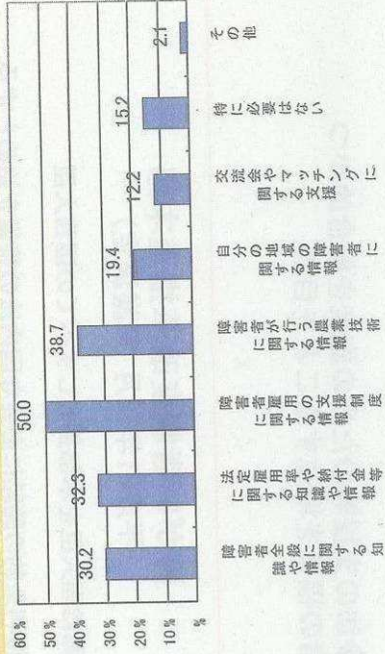
障害者を雇用する際の不安や心配

～障害者に適した業務が分からない、事故や怪我が心配～



障害者雇用に関しての欲しい情報や支援

～支援制度や農業技術に関する情報が欲しい～

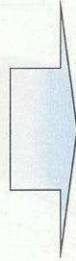


資料：農村工学研究所「農業法人等における障害者雇用に関するアンケート結果」(平成21年3月現在。調査対象1,707法人のうち回答476法人)

(参考) 障害者対策の推進に関する施策の体系

障害者基本法
(昭和45年法律第84号)

障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障害者の福祉を増進することを目的



障害者基本計画
(平成14年12月 閣議決定)

- 計画期間 平成15年度～24年度
- 10年間に講ずべき障害者施策の基本的方向について定めたもの。

重点施策実施5か年計画
(平成19年12月 障害者施策推進本部決定)

- 計画期間 平成20年度～24年度
- 構成

1 啓発・広報	5 雇用・就業
2 生活支援	6 保健・医療
3 生活環境	7 情報・コミュニケーション
4 教育・育成	8 国際協力

障がい者制度改革推進本部
(平成21年12月 閣議決定)

- 構成：内閣総理大臣を本部長としすべての国務大臣
- 障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備を始めとする我が国の障害者に係る制度の集中的な改革を行うための設置。
- 当面5年間を障害者制度改革の集中期間と位置づけ、
 - ・ 改革推進に係る総合調整、
 - ・ 改革推進の基本的な方針の案の作成及び推進
 - ・ 「障害」の標記のあり方に関する検討等を行う。

障害者政策委員会
(障害者政策委員会令(平成17年政令第157号))

- 構成：障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者、学識経験者等
- 障害者基本計画に係る調査・審議、実施状況の監視、障害者施策に関する意見・勧告。

差別禁止部会